

家族や地域のみなさんで



高齢者・障がい者等の消費者トラブルを防ぎましょう!

高齢者や障がい者等が「悪質商法・詐欺」の被害にあわないように、家族や地域のみなさんが協力して見守り、声を掛けることが重要な対策となります。

積極的に声を掛ける

身近な高齢者や障がい者等に積極的に声を掛けることで孤立を防ぎましょう。



電話は留守電にする

常に留守番電話に設定し、知らない相手からの電話は、話の内容を確認してから、取るようにしましょう。



突然の訪問販売は断る

突然訪問してきた業者の勧誘は、きっぱり断りましょう。断っても繰り返し勧誘する場合は、警察に相談したり複数で対応したりしましょう。



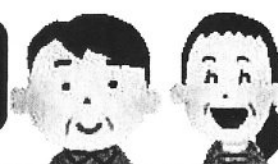
お断りします

新しい情報を広める

新たな詐欺の手口や悪質商法などは、積極的に高齢者や障がい者等に伝えていきましょう。



「見守り・声掛け」のポイント



気づく

本人との会話や家の内外の様子から、ちょっとした異変にも気づくように心掛けましょう。

声掛け

本人の気持ちに寄り添いながら、日常会話の中で具体的な困り感を聞いてみましょう。

相談窓口へつなぐ

消費者トラブルに巻き込まれているとわかったら、本人の意思を確認したうえで、消費生活相談センターの相談窓口へ連絡しましょう。

消費者トラブルの相談は
消費者ホットライン188 または **浜松市消費生活相談窓口** **053(451)2205**

浜松市くらしのセンター

〒432-8032
浜松市中央区海老塚町5-1-1
☎053(457)2635 FAX050-3737-7926
✉kurashi@city.hamamatsu.shizuoka.jp